

## 「一般債の新決済制度に関するワーキング・グループ」(第4回)議事要旨

【開催日時】 平成12年8月31日(木) 午後3時30分~5時30分

【場所】 日本証券業協会 第1会議室

【主な議題】 ○ 新決済制度のあり方について(続き)

### 【議事要旨】

本日の議題に入る前に、日本証券業協会 高橋専務理事より、米国SIA (Securities Industry Association) 小委員会が公表した米国における証券決済T+1のスケジュール等に関する分析の内容(SIAホームページ参照)について説明が行われるとともに、わが国においては、今後ともT+1の実現を2002年度中に達成するために精力的に検討を続けていく必要があることが確認された。

その後、前回に引続いて新決済制度のあり方について、アンケート調査の結果を踏まえて検討が行われた。

#### 1. 元利金支払方法等

転換社債のスキームと同様に、機構預託分について、機構が代理して受領し、参加者が顧客口座に基づき支払う方法が考えられるがどうか。他に代わるべき方策があるか。

機構預託分は、発行体(社債管理会社)から機構が受領し、参加者経由で投資家へ支払う方法が考えられるとの意見であった。また、機構が元利金支払い場所となることについては、投資家の代理という機構のステータスの関係も絡む重要な問題であることから引き続き検討することとされた。

定時償還、抽せん償還ものは割増料金で機構預託扱いすることを考えるか。機構預託する場合、機構、参加者の各段階で再抽せんすることが考えられるが、既発債の場合、顧客の事前承諾が必要か。新発債について、定時償還、抽せん償還条項を設ける場合、再抽せんする旨を債券契約、社債申込証等に記載する必要があるか。

定時償還、抽せん償還ものを機構預託扱いにすること及び再抽せんの方法は保振ルールでカバーすることについては異論がなかった。また、機構預託分については残高管理をする必要があるとの意見が多かった。抽せん償還銘柄の取扱いや抽せん等に係る事務コストの負担のあり方等については改めて検討することとされた。

#### 2. 社債権者の発行者に対する権利行使

実務対応としては、現行登録債(社登法62)に準じ、機構が発行する預託内容証明書を現物に代えて供託することでよいか。他に代わるべき方策があるか。

上記の方法で良いとの合意が得られた。

### 3. C B、W Bの権利行使手続

C B、W Bにおける権利行使は、社債権者が参加者に申込みを行い、機構を經由して代行機関に手続きすることが考えられるがどうか。他に代わるべき方策があるか  
上記の方法で良いとの合意が得られた。

### 4. 預託債券の「課税口」「非課税口」管理

投資家の種類により、利子の源泉徴収税率が異なる制度が続く限り、課税別の区分管理は必要であると考えられるので、日銀の国債振込制度と同様の口座管理で良いか。他に改善すべき事項があるか。

現行制度の下では、日銀の国債振込制度と同様の課税別の区分管理は必要との意見であった。ただし、課税属性の管理を行う主体については、機構が行うべきとの意見と個別参加者毎で管理すべきとの意見があった。

### 5. 新制度に対応する JB ネットシステムの機能の活用方法

具体的にどのような方策が考えられるか。

(アンケート結果で寄せられた意見が紹介された。)

### 【今後の予定】

次回会合は9月21日(木)午後5時より開催予定。

以 上

本議事要旨は暫定版であるため、今後修正があり得ます。

本件についてのご意見、お問い合わせは、下記まで電子メール又はお電話にてお寄せください。

日本証券業協会 公社債部

電子メール：saiken@jsda.or.jp

電話：03-3667-8456